

(令和2年4月1日現在)

1. 商品名	・ 年金定期積金（取扱期間：令和3年2月26日まで）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金）を <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫で既にお受け取りになっている方 ②新たに当金庫でお受け取りになる方 ③他金融機関から当金庫でのお受け取りに変更していただいた方 （この年金定期積金の預入期間中は、継続して当金庫で公的年金をお受け取りになることが条件となります。） ・ 新たに公的年金をお受け取りになる方は裁定請求書類により、また他金融機関からの変更については金融機関変更届出書類にて、お受け取り指定口座の確認をさせていただきます。 ・ お預け入れは年金受取口座のある1店舗にてお一人さま1口座限りとします。
3. 期間	・ 1年、2年、3年、4年、5年
4. 預入 (1) 契約日 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偶数月のみのお取扱いとなります。 ・ 偶数月のお客さま指定日にご本人さまの年金受給口座より自動振替。 ・ 10,000円以上 ・ 1,000円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息 (給付補てん金) (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 期日後利息	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ お預け入れ時の店頭表示金利に年0.05%（税引後年0.0398425%）を上乗せした金利を満期日まで適用します。 ・ 給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率を適用します。
7. 税金	・ 給付補てん金には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる 特約事項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。
10. 禁止事項	・ まとめ掛けはできません。
11. 契約者特典について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「しんきん健康サポートプラン」サービスの提供 年金定期積金契約者の方およびご家族の方の生活をバックアップするための各種サービスが無料でご利用いただけます。（通話料・利用料ともに無料） <サポートプラン1>しんきん健康ダイヤル 電話相談サービス（①健康・介護相談<24時間365日>、②年金相談、③税務相談、④法律相談） ※②～④は相談日を設定しております。 情報提供サービス（①全国の医療機関情報、②介護情報） ※提携施設はございません。 <サポートプラン2>交通事故見舞金制度 年金定期積金契約者ご本人さまが交通事故や乗物の火災等による死亡・後遺障害が生じた場合に見舞金が共栄火災海上保険より支払われます。 ・ その他サービスの詳細については店頭窓口までお尋ねください。

<p>12. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日前日までの期間が1年未満のとき 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日前日までの期間が1年以上のとき 約定利回り×60%
<p>13. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ<http://www.shinkin.co.jp/sagami/> ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。
<p>14. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前9時～午後5時、電話 0120-426-614）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話 045-211-7716）の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話 03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話 03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停） ②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）</p>
<p>15. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）による遅延利息をいただきます。 ・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ 当金庫の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。